

[事案 27-50] 入院給付金返還請求

・平成 28 年 2 月 2 日 和解成立

<事案の概要>

3 回の入院の原因となった疾病が異なっていることを理由に、別個の入院として、入院給付金を支払うことを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 15 年 1 月に契約した医療保険について、2 種類以上の疾病（「解離性大動脈瘤」と「左内頸動脈後交通動脈分岐部動脈瘤」）により 3 回入院して手術を受けたところ、両動脈瘤が「医学上重要な関係がある」と判断され、3 回の入院が 1 回の入院とみなされ、入院給付金が支払われたが、少なくとも 2 種類の原因が存在するので、2 回以上の入院であると判断してほしい（自分は受取済みの給付金の一部を返還する）。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 両動脈瘤ともにほぼ同一時期に手術適応の状態に至っており、疾患発症過程に共通する潜在的発症原因の存在が推測される。
- (2) 入院 4 日目までは入院給付金が不支払となる契約であるので、3 回の入院を 1 回の入院とみなした当社査定は、申立人にとって有利な判断である。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

- (1) 裁定審査会は、当事者から提出された書面（診断書、医療証明書等を含む。）にもとづく審理の他、申立人の入院の原因となった疾病に医学上重要な関係があるか否かを判断するため、独自に第三者の専門医の意見を求めた。
- (2) 申立人の入院の原因となった疾病に医学上重要な関係があるか否か等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、以下のとおり、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、業務規程第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

- (1) 第三者の専門医の意見によると、解離性大動脈瘤と脳動脈瘤が別の病態であることは医学的に明らかである。よって、両動脈瘤の発症部位が異なり、別の病態の疾病である以上、原則としては別個の疾病として扱うべきである。
- (2) 保険会社は、両動脈瘤が「医学上重要な関係がある」とする根拠として、「同一時期に手術適応の状態に至っていること」および「潜在的発症原因の存在が推測され、それを否定する根拠がない」と主張している一方、両動脈瘤に「医学上重要な関係がある」とは言い切れない事情もあると認めている。
- (3) 上記以外に、両動脈瘤が「医学上重要な関係がある」とする根拠は示されておらず、両動脈瘤が「医学上重要な関係がある」との立証はない。
- (4) なお、これは本契約だけを考えれば申立人には不利な査定となるが、他保険の存在を考慮すれば全体的には申立人に有利な査定となり、申立人もその結論を求めて申し立てている

との個別の事情がある。